

2022年3月30日

経済産業省資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課
法令担当 御中

一般社団法人全国銀行協会

「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）改正案」に対する
意見について

2022年3月1日付けで意見募集が開始された「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）改正案」について、別紙のとおり意見を提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）改正案」に対する意見

#	頁	該当箇所	意見	理由
1	7	第2章第1節3.【解説】	<ul style="list-style-type: none"> ● 「⑧について、バイオマス資源の安定的な確保や安定的な調達を速やかに確保することが望ましく、①、③、④のうち2018年3月31日以前に認定を取得した案件については、2019年3月31日まで（持続可能性（合法性）の確認に関する追加的な猶予措置が認められた案件については、2023年3月31日まで）に該当事項を行うことが必要である。」と記載されている。 ● 2022年2月18日から3月21日にかけて意見公募された「バイオマス持続可能性ワーキンググループ第二次中間整理（案）」の17頁には、「PKS及びパームトランクについては、従前のおり2023年3月31日を認証の期限とするが、2022年夏頃を目途に、事業者による認証取得の加速化の取組及び体制の拡充を踏まえた認証の進捗や持続可能性の確保に関する情報公開の状況等を踏まえ、本ワーキンググループにおいて改めて検証・検討を行う。」と整理されたところでもあり、当該趣旨をガイドラインにも明記いただきたい。 ● また、事業者における認証取得スケジュールを確認のうえ、無理のない期限設定となるように留意いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者による認証取得の加速化には賛同するが、今回の認証を取得する主体は非常に広く、コロナ渦の移動制限等により認証機関の確認が進まないこと、認証機関の処理能力の不足等事業者に起因しない事情により認証取得に時間を要することも想定されるため。

#	頁	該当箇所	意見	理由
2	8	第2章第1節3. (留意事項2)	<ul style="list-style-type: none"> ● 2022年2月18日から3月21日にかけて意見公募された「バイオマス持続可能性ワーキンググループ第二次中間整理(案)」の11頁には、「2022年度以降の認定案件については、ライフサイクルGHGの確認制度の適用が開始された後に、ライフサイクルGHG排出量の基準を適用する。」と記載されている。 ● ライフサイクルGHG排出量の基準を満たしていることの確認方法(①既定値や個別計算の内容の作成、②確認スキーム、③確認のタイミング等)については、来年度(2022年度)以降のバイオマス持続可能性WGで議論される予定であり、制度が確定していないため、新規認定案件のファイナンス組成に悪影響が生じる可能性がある。確認方法、適用時期については、事業者や金融機関とよく擦り合わせのうえ、決定していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● GHG排出量の計算方法も確定していない中では、新規認定案件への影響を測りかねるため。
3	8	第2章第1節3. (留意事項2)	<ul style="list-style-type: none"> ● 2022年2月18日から3月21日にかけて意見公募された「バイオマス持続可能性ワーキンググループ第二次中間整理(案)」の11頁には、「2021年度までの既認定案件については、ライフサイクルGHG排出量の基準に照らした最大限の排出削減に努めることを求め、当該取組内容等の自社のホームページ等での情報開示及び報告を求める。」と記載されている。 ● GHG排出削減状況の評価を今後行うことになった場合には、バイオマス発電事業者間におけるライフサイクルGHG排出量の定量的な優劣が明らかになることも想定されるが、ライフサイクルGHG排出量の数値のみを単純比較して、最大限の排出削減の努力ができていない/できていないと評価するのではなく、各バイオマス発電事業者が夫々の商流を踏まえたライ 	<ul style="list-style-type: none"> ● バイオマス発電事業の燃料調達には個別性が強いことから、単にライフサイクルGHG排出量を数値で比較することよりも、夫々の商流を踏まえたライフサイクルGHGの排出削減に向けた取組内容を評価することが全体としてのライフサイクルGHG排出量の削減に繋がり、望ましいものとするため。

#	頁	該当箇所	意見	理由
			フサイクル GHG の排出削減に向けた取組み状況を確認のうえ評価いただきたい。	
4	8-9	第 2 章 第 1 節 3. (留意事項 2)	<ul style="list-style-type: none"> ● 「ただし、2021 年度までの既認定案件についても、燃料の計画変更の認定を受ける場合には、使用する全ての燃料についてライフサイクル GHG 排出量の基準の適用を受けるものとする。」と記載されている。 ● 当初予定していたサプライヤーからのバイオマス燃料の調達不調時等における代替調達等（同一の価格区分に属する他の燃料種の調達や同一価格区分に属する他の燃料種との混焼比率の変更等を含む）を行う際には燃料の計画変更の認定取得が必要になるものと理解しているが、あわせて GHG 排出量の削減基準を適用するのは、事業継続の安定性に悪影響を生じ得ることから、事後的な追加はご容赦願いたい。 ● また、既認定案件のうち、融資実行が完了していない案件について「燃料の計画変更の認定」取得が予測される場合（具体的な想定が無くても後段意見#5 の観点で定期的な変更認定の取得が予測される中）は、今後の融資実行に対しても悪影響が生じ得ることから、確認方法、適用時期については、事業者や金融機関とよく擦り合わせのうえ、決定していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 既認定案件へのライフサイクル GHG 削減基準の事後的な設定は、ある時点の制度にもとづき投資判断をしている事業者、与信判断をしている金融機関に対して悪影響を与え得る遡求適用であり、バイオマス持続可能性ワーキンググループで取り纏められた第二次中間整理（案）でも記載のとおり、「既認定案件については、安定調達の観点から燃料の長期契約やファイナンスが組まれている事例があることから、一定の制約があることに留意が必要である。」ことから、既認定案件に対する GHG 削減基準の遡求適用はすべきではないと考えるため。 ● GHG 削減基準の適用に関する悪影響について定量的に測ることが難しい中、悪影響が生じた場合のスポンサーの追加の保証等が無い限り、金融機関としてのリスクテイクは困難と考えるため。
5	9	第 2 章 第 1 節 3. (留意事項 2)	<p>※以下は、「2021 年度までの既認定案件についても、燃料の計画変更の認定を受ける場合には、使用する全ての燃料についてライフサイクル GHG 排出量の基準の適用を受けるもの」とする方向で検討を進めていく場合の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 同一価格区分の範囲内で燃料種や混焼比率を変更する場合については、GHG 排出量削減基準の適用対象としないことを明確にしていきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 20 年という長い事業期間の中で、当初想定したサプライヤーからのバイオマス燃料の調達が不調となった場合等において、同一価格区分の範囲内で、燃料種や混焼比率を変更することについては一定予見さ

#	頁	該当箇所	意見	理由
				<p>れるが、変更認定とあわせて GHG 排出量の削減基準を適用するのは事業継続の安定性に悪影響を生じ得ると考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事業運営において燃料の混焼率を申請書面に記載した混焼率と完全に一致させることは現実的に難しいことに加え、既認定案件においても、地域貢献や国内資源の利活用の観点から国内材の混焼を検討する可能性がある。ライフサイクル GHG 排出量の削減基準の導入を理由として、既認定案件の国内材の混焼の検討にブレーキがかかることを避けるため。
6	9	第 2 章 第 1 節 3. (留意事項 2)	<p>※以下は、「2021 年度までの既認定案件についても、燃料の計画変更の認定を受ける場合には、使用する全ての燃料についてライフサイクル GHG 排出量の基準の適用を受けるもの」とする方向で検討を進めていく場合の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ● バイオマスの混焼案件において、区分ごとのバイオマス比率を年間+20%未満（絶対値ベース）で増加させる場合、または減少させる場合については、GHG 排出量削減基準の適用対象としないことを明確にしていきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● (前段意見#5 理由 2 点目再掲) 事業運営において燃料の混焼率を申請書面に記載した混焼率と完全に一致させることは現実的に難しいことに加え、既認定案件においても、地域貢献や国内資源の利活用の観点から国内材の混焼を検討する可能性がある。ライフサイクル GHG 排出量の削減基準の導入を理由として、既認定案件の国内材の混焼の検討にブレーキがかかることを避けるため。
7	9	第 2 章 第 1 節 3. (留意事項 2)	<p>※以下は、「2021 年度までの既認定案件についても、燃料の計画変更の認定を受ける場合には、使用する全ての燃料についてライフサイクル GHG 排出量の基準の適用を受けるもの」とする方向で検討を進めていく場合の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ● バイオマスと非バイオマスの混焼案件において、認定に係る全体のバイオマス比率を年間で増加させる場合又は 40%未満で減少させる場合については、GHG 排出量削減基準の適用対象としないことを明確に 	<ul style="list-style-type: none"> ● (前段意見#5 理由 2 点目再掲) 事業運営において燃料の混焼率を申請書面に記載した混焼率と完全に一致させることは現実的に難しいことに加え、既認定案件においても、地域貢献や国内資源の利活用の観

#	頁	該当箇所	意見	理由
			していただきたい。	点から国内材の混焼を検討する可能性がある。ライフサイクル GHG 排出量の削減基準の導入を理由として、既認定案件の国内材の混焼の検討にブレーキがかかることを避けるため。
8	9	第 2 章 第 1 節 3. (留意事項 2)	<p>※以下は、「2021 年度までの既認定案件についても、燃料の計画変更の認定を受ける場合には、使用する全ての燃料についてライフサイクル GHG 排出量の基準の適用を受けるもの」とする方向で検討を進めていく場合の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「使用する全ての燃料」ではなく、追加する燃料区分のバイオマス燃料に限ってライフサイクル GHG 排出量の削減基準を適用することについても検討していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「燃料の計画変更の認定」を受けた新たな燃料だけでなく、既存の燃料まで削減基準の適用を受けるのは、2021 年までの既認定案件との平仄がとれていないことから避けるべきと考える。
9	9	第 2 章 第 1 節 3. (留意事項 2)	<p>※以下は、「2021 年度までの既認定案件についても、燃料の計画変更の認定を受ける場合には、使用する全ての燃料についてライフサイクル GHG 排出量の基準の適用を受けるもの」とする方向で検討を進めていく場合の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事業化に向けた事業者側の最終投資決定および融資契約の締結を完了し、事業の進行に向けて FIT 認定の燃料の計画変更を含む最終調整を検討している事業者が悪影響が生じないように、GHG 排出量削減基準の適用時点の猶予を含め、慎重に検討のうえ本文言の適用について最終確定いただきたい。 ● 「ライフサイクル GHG 排出量の確認方法」等、バイオマス持続可能性 WG において来年度（2022 年度）以降の継続協議の項目も多い中、「GHG 削減基準の適用」について、2022 年 4 月の本ガイドラインの改正に織り込むことありきで検討を進めることはご容赦いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 今回の GHG 排出量削減基準の既認定案件への追加適用は、2021 年 11 月 22 日開催の第 13 回バイオマス持続可能性 WG における資源エネルギー庁作成資料において明示されたものと認識。その時点から 2021 年度のバイオマス発電の変更認定の申請期限である 2021 年 12 月 3 日まではほとんど日数がなく、2022 年度以降に燃料の計画変更の認定を受ける既認定案件に対して適用するとなると、事業者が対応困難な制度設計であり、既存のファイナンス済みの事業に対する悪影響も想定される。事業者にとって一定の予見性が確保される必要があると考えるため。また、変更認定審査については、一時的な燃料追加の場合も必要になるが、標準処理期間を超えて、審査に時間がかかることもあると認識。変更認定審査期間の

#	頁	該当箇所	意見	理由
				実態も踏まえて、事業者側でスケジュール管理不能な不利な制度設計とならないよう配慮が必要と考える。
10	22	脚注	<ul style="list-style-type: none"> ● 「※この他、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）並びに再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成 24 年経済産業省令第 46 号）及び関係する経済産業省告示における規定等との記載の整合化、表現の適正化並びに巻末の付録に掲げる主な関係法令等の改正等の所要の規定の整備を行う。」と記載されている。 ● 本ガイドラインの改正に関連して関連する法規の変更が予定されていることは理解するものの、本ガイドライン同様にパブリック・コメントの手続きを踏んだうえで、最終確定していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係法規の変更についても、事業者および金融機関等の確認を踏んで、実務実態に合った変更内容とする配慮が必要と考える。

以 上